

東近江市役所キッチンカー事業募集要項

1 目的

市役所周辺のにぎわいづくりのためキッチンカー事業を行う。

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

令和6年7月9日（火）から令和7年6月26日（木）まで

上記期間のうち毎月6日間とし、詳細は出店日カレンダー（別添資料1）を参照

(2) 販売時間

午前11時30分から午後1時30分まで

ただし、搬入時間は午前10時30分以降、撤収時間は午後2時30分までとし、搬入、搬出時間の範囲内であれば販売可能とする。

(3) 販売場所

本館正面玄関横駐車場（別添 位置図を参照）

※1事業者のスペースは3.5m×3.5m程度とする。

3 出店回数及び費用負担

(1) 出店回数

同一店舗につき毎月2回程度を上限に調整する。

(2) 費用負担

敷地使用料及び電気使用量は免除とする。その他事業運営に要する費用は全て事業者負担とする。

4 申込資格

本事業に出店する事業者は、販売場所にて、キッチンカー内で調理して食品を販売する者、又は調理済みの食品を販売する者で、次の事項を全て満たす者とする。ただし、農産物や水産物を調理せず販売する者は除く。

(1) 滋賀県内に事業所を有し、飲食店や食料品店等の店舗営業又は移動販売車の営業、農産物又は水産物の生産及び食品加工業を行う者

(2) 当該事業に出店するに当たり、関係法令を遵守し、必要な許認可等の手続きについては事業者の責任及び負担にて実施すること。

(3) 当該事業の出店に関連する法令等に違反がなく、過去1年間処分を受けていないこと。

(4) 過去1年間に食中毒の事故歴がないこと。

(5) 加工品等の販売を行う場合は、営業許可等を受けた施設において製造し、適正な表示をすること。

(6) 酒類の販売は行わないこと。

(7) 市税の滞納がないこと。

5 役割分担について

(1) 事業者

ア 事業運営（営業に関する届出含む）及び利用者の安全管理

イ 敷地及び設置する設備を含めた安全管理及び維持保全よ終了後の原状復帰及び清掃

(2) 東近江市

ア 本事業の総括

イ 会場の確保

6 出店者及び出店日の決定

- (1) 出店者は、申込資格を満たす事業者のうちから申込順に決定する。ただし、応募多数の場合は、新規出店事業者を優先するため出店できない場合がある。
- (2) 出店日は、希望の出店日及び販売品目等（主食となるものとデザート類を販売する事業者の組み合わせ）を調整した上で決定し、2週間以上前に都度通知する。
- (3) 出店日の追加及び変更は、最低でも希望する出店日の1箇月以上前の午後5時までに申し出ること。

7 火災予防

発電機等対象火気器具等（移動及び持ち運びができる液体、固体及び気体燃料を使用する器具又は電気を熱源とする器具）を使用する場合は、所轄消防署に届出するとともに火災予防に関する指導を遵守すること。

8 出店の取消し及び事業の中止等について

- (1) 市は申請者の申請内容に虚偽があった場合及び公序良俗に反する行為があった場合には、出店を取り消すことができる。
- (2) 著しい荒天のほか自然災害が発生している場合や見込まれる場合には、市は本事業を中止することができる。
- (3) 上記の場合において、事業者に損害が生じて市は一切その責任を負わない。

9 損害賠償

事業者が第三者に損害を与えた場合及び第三者から損害を受けた場合又は事故等があった場合には、直ちに市にその状況を報告し、事業者の責任において処理解決すること。市は、一切の責任を負わない。

なお、過失による事故（食中毒等）及びやむを得ない場合の事業中止に備え、必要な保険への加入を推奨する。

10 その他

- (1) 市役所敷地内は、指定の場所以外は禁煙
- (2) 市はいかなる場合においても、売れ残りに対する売上げの補償は一切行わない。
- (3) 段ボール及び梱包材のほか飲食等で発生するごみは、出店店舗がごみ箱等備え回収し、すべて持ち帰り処分すること。
- (4) 出店店舗は、衛生面に最大限の注意をし、事故や苦情等が発生しないよう心がけること。
- (5) 出店店舗は、待機客の列が生じた場合には、通行に支障をきたさないよう待機客を誘導すること。
- (6) 販売に必要な備品は、各事業者にて準備すること。また、テントを設置する場合は、風に煽られて転倒しないようテントの脚部を土嚢等で固定するなどの措置を講じること。

(7) 店日決定後にやむを得ない事由により出店をキャンセルする場合は、出店日前日の正午までに総務部管財課まで連絡すること。

11 スケジュール

令和6年5月31日（金）	出店申込開始
令和6年6月28日（金）	一次締切（以降新規出店申請、追加は随時受付）
随 時	出店日決定の連絡

12 提出書類

- (1) 出店申込書【様式1】
- (2) 誓約書【様式2】
- (3) 許可証等の写し（例、食品衛生責任者、食品営業許可等）
保健所の許可等が必要な商品を取り扱う者は、必ず許可証を取得又は届出を行い、その写しを提出すること。
- (4) キッチンカー又は店舗のチラシ（任意）

13 提出方法

- (1) 提出については、持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法で東近江市総務部管財課へ提出すること。
- (2) FAX及び電子メールで提出する場合は、送信後に到着確認のための電話をすること。

14 お問合せ先及び各種書類の提出先

総務部管財課（担当 奥村）
〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
TEL：0748-24-5603
FAX：0748-24-0752
E-mail：kanzail@city.higashiomi.lg.jp